【食品表示の適正な管理及び法令遵守の徹底について】

２０２６年１１月１７日

事業協同組合 全国焼肉協会　会長　金　信彦



平素より当会の運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、当協会の会員に対し、牛肉の原産地表示及び個体識別番号の不適正な表示について、行政機関による指導・勧告が公表されました。

食品の原産地や品質に関する表示は、消費者が安心して商品を選択するための重要な情報であり、事業者には正確かつ適正な表示を行う責任があります。

特に牛肉については、実際の原産地と異なる産地表示や、個体識別番号の未表示などが法令違反につながる可能性があります。

会員各位におかれましては、今回の事案を他人事と捉えることなく、改めて以下の事項について確認し、法令遵守の徹底をお願いいたします。

【確認・徹底事項】

① 原産地表示の適正化

仕入れた牛肉の原産地を正確に把握し、実際の産地と異なる表示や誤解を招く表示を行わないこと。

② 個体識別番号の適正な表示

牛トレーサビリティ法に基づき、対象となる牛肉には適正な個体識別番号を表示すること。

③ 仕入れ・商品管理体制の確認

仕入先からの証明書類や納品情報等を確認し、商品の産地・個体識別番号と表示内容が一致しているか、確実に管理すること。

④ 社内チェック体制の強化

食品表示に関する責任者を明確にし、複数人による確認など、表示ミスや不適正表示を未然に防ぐ体制を整えること。

⑤ 従業員への周知徹底

食品表示に関する法令や制度について、役員・従業員への教育を行い、正しい知識の共有と遵守を徹底すること。

食品表示の不適正は、消費者からの信頼を損なうだけでなく、事業者の信用や経営にも重大な影響を及ぼしかねません。

会員各位におかれましては、今一度、自社の表示内容及び管理体制を点検いただき、適正な食品表示の徹底に努めていただきますようお願い申し上げます。